

小金井市国民健康保険特定保健指導委託（単価契約）プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、小金井市国民健康保険特定保健指導委託事業の実施にあたり、複数の対象事業者から、事業に対する実施方法等について、「小金井市国民健康保険特定保健指導委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）の「2 委託内容」に基づいた提案を求め、その内容を審査することによって、最適な事業者の選定が図られることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 件名：小金井市国民健康保険特定保健指導委託（単価契約）
- (2) 業務内容：仕様書（案）のとおり
- (3) 履行期間：契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 見積限度額：8,912千円（税込）を上限とする。
※上限額を超えた提案は無効とします。
- (5) 支払方法：毎月払い
- (6) 履行場所：保険年金課事務室等

3 選定方式等

公募型プロポーザル方式

4 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選定するために「小金井市国民健康保険特定保健指導委託（単価契約）プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

5 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と小金井市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定

された者と交渉を行うこととなります。

6 資格要件

- (1) これまでに特定保健指導業務の実績があること。
- (2) 過去5年（令和元年度から令和5年度）において、小金井市又は他官公庁の保健事業に関する同種の業務の履行完了実績があること。
- (3) 健康・医療情報分析について専門知識を有する業者であること
- (4) プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得していること。
- (5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。

ただし、現に登録がない者については、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であることを参加条件として、次の各号に掲げる書類の提出を求め、競争入札参加資格と同等であることを確認するものとします。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）【法人】
- ② 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）【商号登記している個人】
- ③ 身分証明書【個人】
- ④ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明するもの。）【個人】
- ⑤ 財務諸表【法人・個人】
- ⑥ 法人事業税の納税証明書【法人】
- ⑦ 納税証明書その1（法人税・消費税及び地方消費税）【法人】
- ⑧ 納税証明書その1（申告所得税・消費税及び地方消費税）【個人】

※ ⑤～⑧は、直近に決算した事業年度のもので、⑥～⑧の納税証明書は未納額が0円であるものに限ります。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (8) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 国税及び地方税に滞納がないこと。

- (10) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。

7 プロポーザル日程について

	期日等	備考
実施要領等の配布	6月10日（月）～ 6月19日（水）	小金井市ホームページ及び保険年金課窓口にて、実施要領等を配布する。（保険年金課窓口での配布は平日午前8時30分から午後5時まで）
参加希望申請期限	6月19日（水）の午後5時まで	「参加希望申請書」（様式1）及び「会社概要及び類似業務実績」（様式2）を郵送又は持参で、期限までに、保険年金課に提出すること。参加に際しては、必ず、仕様書（案）を参照すること。 なお、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格がない者については、「6 資格要件(5)」に記載のある書類についても提出すること。
資格審査結果通知	6月21日（金）	郵送にて通知する。
内容等への質疑	6月25日（火）の午後5時まで	質問書（様式3）を電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参にて受け付ける。その回答は、7月1日（月）（予定）に、電子メールにて全者に通知する。
企画提案書等の提出	7月11日（木）の午後5時まで	郵送又は持参で、期限までに、保険年金課に提出すること。
審査（書類審査、プレゼンテ	7月22日（月）	審査の日時及び場所については、参加希望申請書の提出事業者に対して通知す

ーション及び ヒアリングに よる審査)		る。 審査結果については、7月29日(月) に通知する。
契約締結	8月上旬(予定)	

8 参加希望申請書の提出

- (1) 提出書類：小金井市国民健康保険特定保健指導委託(単価契約)プロポーザル参加希望申請書(様式1)及び会社概要及び類似業務実績(様式2)
 - ※ なお、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格がない者については、「6 資格要件(5)」に記載のある書類についても提出すること。
- (2) 提出期限：令和6年6月19日(水)午後5時まで
- (3) 提出方法：必要事項を記載し、押印の上、郵送又は直接窓口へ持参
 - ※ 郵送の場合、「配達証明付書留郵便による郵送(当日必着)」とする。
- (4) 提出先：「16 問合せ先」のとおり

9 質疑と回答

- (1) 提出書類：小金井市国民健康保険特定保健指導委託(単価契約)に関する質問書(様式3)
- (2) 提出期限：令和6年6月25日(火)午後5時まで
- (3) 提出方法：電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参
 - ※ 電子メール及びファクシミリの場合は、送付後に電話にて一報すること。
 - ※ 郵送の場合、「配達証明付書留郵便による郵送(当日必着)」とする。
- (4) 提出先：「16 問合せ先」のとおり
- (5) 質問回答：令和6年7月1日(月)予定
 - ※ 回答は、担当部署において取りまとめ、電子メールにて全者宛てに一括して回答する(個別回答は行わない。)

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	企画提案書	A4、両面16枚以内	5部

任意様式	見積書（税抜・税込）	A 4、単価×予定数量	（記名 1 部、 無記名 4 部）
様式 4	業務実施体制及び 業務責任者実績書	A 4	

ア 企画提案書の項目

- ① 本業務に係る法令や制度について
- ② 指導プログラム内容について
- ③ 脱落防止・利用率の向上策について
- ④ 実施後の評価、改善策について

イ 見積書の実施項目及び実施件数（見込み）

- ① 事前準備（募集資料作成・封入封緘・発送）：1,000人
- ② 事前準備（参加勧奨、電話勧奨、再勧奨等）：1,000人
- ③ 初回面談費用：250人
- ④ 指導用ツール（動機付け支援）：175人
- ⑤ 指導用ツール（積極的支援）：75人
- ⑥ 継続支援（手紙）：324人
- ⑦ 継続支援（電話）：228人
- ⑧ 評価業務：43人
- ⑨ その他（案内文・アンケート・封筒作成）：43人

※ 実施要領及び仕様書（案）に示したものの他、提案がある場合は内訳書の項目を追加、変更しても差し支えない。その場合、予定数量に関しては、仕様及び他の予定数量等を参考に適切に算出するものとし、その根拠を示すこと。また、追加した項目を含めて限度額以内の見積額とすること。

(2) 提出期限：令和6年7月11日（木）午後5時まで

(3) 提出方法：郵送又は直接窓口へ持参

※ 郵送の場合、「配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）」での郵送とする。

(4) 提出先：「16 問合せ先」のとおり

11 プロポーザル審査方法

- (1) 書類審査
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

ア 所要時間

- ① 準備 5 分程度
- ② 企画提案プレゼンテーション 20 分程度
- ③ 企画提案ヒアリング 10 分程度

イ 内容

提出した資料を用いてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ウ 参加人数

3 人（業務責任者又は業務担当者の参加が望ましい）までとする。

(3) その他

ア 審査は、非公開とする。

イ あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、第 1 受託候補者及び第 2 受託候補者を選定する。ただし、総得点が第 1 位又は第 2 位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第 1 受託候補者又は第 2 受託候補者を選定しないことがある。

ウ 参加者が 1 者であった場合も審査は実施することとし、審査委員会委員による合計評価点の平均が 36 点以上であった場合は、参加事業者を第 1 受託候補者として選定する。ただし、仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第 1 受託候補者を選定しないことがある。

エ プレゼンテーション時、プロジェクター及びスクリーンは当市が準備したものを使用できるが、パソコン等は参加者において準備すること。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とする。
ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに保険年金課（16 問合せ先）に連絡すること。

12 審査委員会

次の構成による審査委員会を設け、第 1 受託候補者と第 2 受託候補者を選定する。

審査委員長 市民部長

審査委員 保険年金課長、健康課長

13 審査基準

審査基準については別に定める。

14 審査結果

審査結果は、令和6年7月29日（月）に、提案書を提出した全者に郵送にて発送する。候補者に選考されなかった参加者は、審査結果の通知を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

15 その他

- (1) 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていないもの
- (2) 提出資料は、返却しない。
- (3) 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとする。提出された書類は、選定を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがある。なお、提案書類等は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがある。
- (4) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできない。
- (5) 参加に際して要した費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は原則としてできない。
- (7) 企画提案書等の表記は日本語とし、通貨も日本円とする。
- (8) 第1受託候補者が契約までに、参加資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、第2受託候補者を第1受託候補者とする場合がある。
- (9) 本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、第1受託候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉がまとまらない場合は、第2受託候補者に選定された者と交渉を行うこととする。

- (10) 事業候補者決定後の契約締結に際して、審査委員会が市長に審査結果を報告し、市長が候補者として決定した後、交渉を経て、契約手続き（随意契約）を行う。本事業の履行状況が良好である場合には、履行期間満了後5年間（令和11年度末まで）を上限として随意契約（単年度毎）を行う予定である。ただし、履行状況が良好でない場合や市の政策変更等があった場合、該当年度以降契約を行わない場合がある。また、原則として、当該随意契約を行う期間については、契約金額・仕様の変更は行わないものとする。
- (11) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加すること。
- (12) 契約保証金の取扱い
- 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

16 問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市市民部保険年金課国民健康保険係

担当者：井上・狩谷

電話：042-387-9833

FAX：042-384-2524

E-mail：s030499@koganei-shi.jp

別紙見積内訳表

項目	予定件数	単価額（円）	見積額
事前準備（募集資料作成・封入封緘・発送）	1,000 人		
事前準備（参加勧奨、電話勧奨、再勧奨等）	1,000 人		
初回面談費用	250 人		
指導用ツール（動機付け支援）	175 人		
指導用ツール（積極的支援）	75 人		
継続支援（手紙）	324 人		
継続支援（電話）	228 人		
評価業務	43 人		
その他（案内文・アンケート・封筒作成）	43 人		
合計			